

第百二十八回 参議院環境特別委員会会議録第四号

平成五年十月二十九日(金曜日)

午前十時二十分開会

委員の異動

十月二十七日

栗原 君子君

補欠選任 清水 澄子君

西野 康雄君

堀 利和君

栗森 喬君

小林 正君

十月二十八日

補欠選任 竹村 泰子君

出席者は左のとおり。

委員長 石渡 清元君

理事 小野 清子君

委員 堂本 暁子君

狩野 安君

須藤良太郎君

西田 吉安君

野間 越君

真島 一男君

大脇 雅子君

清水 澄子君

堀 利和君

矢田部 理君

刈田 貞子君

小林 正君

勝木 健司君

有働 正治君

河本 英典君

衆議院議員

発議者 園田 博之君  
発議者 田中 昭一君  
発議者 倉田 栄喜君  
発議者 渡瀬 憲明君

国務大臣 (国務大臣)

環境庁長官 廣中和歌子君

政府委員 (環境庁長官)

環境庁長官官房 長 大西 孝夫君

環境庁企画調整局長 森 仁美君

環境庁企画調整局長 野村 瞭君

事務局 第二特別調査室 長 小林 正二君

説明員 野村 瞭君

本日の会議に付した案件

○水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○環境基本法(内閣提出、衆議院送付)

○環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(竹村泰子君) たいだいまから環境特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る二十七日、栗原君子君が委員を辞任され、その補欠として清水澄子君が選任されました。

また、昨日、西野康雄君及び栗森喬君が委員を辞任され、その補欠として堀利和君及び小林正君が選任されました。

○委員長(竹村泰子君) 水俣病の認定業務の促進

に関する臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○有働正治君 それでは、まず提案者でありますさきがけの園田議員、社会党の田中議員、公明党の倉田議員、そして自民党の渡瀬議員の皆さんにお伺いいたします。

去る七月の総選挙の候補者アンケートの中で、皆さん方は次のように公約されておられます。被害者のアンケートに対しての答えであります。園田議員は早期救済こそ緊急課題という問いに対して「お話の通りです。」「党派を越えて、早急な解決に全力を注ぐことは全く変わりありません。」「社会党の田中議員は早期救済こそ緊急課題との問いに対して「まったくその通りであり、緊急に決着をつけるべきである。」「倉田議員は「早期全面解決の為に、国は和解すべきである。」「渡瀬議員は早期救済こそ緊急課題との問いに対して「その通りです。一日も早く完全解決希い努めていきます。」「と、それぞれお答えになっておられます。

被害者への思いが非常に強いことは、とりわけ熊本出身の方々ということで私も承知しております。思いを込めて決意のほどを端的にお答えいただければと思います。それぞれよろしくお願いたします。

○衆議院議員(園田博之君) 適当な公約をしたつもりでございますので、全くそのとおりであります。

ただし、私は和解を実現するに当たっては、まず一つはPPPの原則はどうしても守らなきゃならぬということ。それからもう一つは、裁判所では行政責任あるいは病像論をめぐって争いをすつ

と続けておられるわけでありまして、もう公害が発生してから三十数年間、このときになって当時の行政責任があるかないかなどというのを争ってもいたし方ないことでありまして、そういう法的な問題をめぐっての争いはやめて和解についての方がいいんじゃないかと思っております。

したがって、これは国が決断すればすぐできるといって問題でもございません。逆に言いますと、争っておられる原告団を初めとする方々も和解に向けてはもうこれから、高齢者になられましたし、これ以上日本の国内で公害問題を残したまま、これから日本が地球環境問題の私はりーダーとなるべきだと思っておりますが、そういう問題を解決するためにもお互いがいるんなことは捨てて和解をする環境をつくる。そういう意味では、ただ国だけではなしにそういう方々にも御努力をお願いしたい、こういうふうに思っております。

○衆議院議員(田中昭一君) 有働さんの質問にお答えをしたいと思います。アンケートでお答えをしたとおりでございますが、総選挙を終わりました国会に参りまして、そのアンケートのとおりこれを速やかに実現するように全力を挙げて今頑張っております。

今、園田議員も御答弁されましたけれども、御承知のように水俣病が発生をしまして三十八年が経過をいたしております。被害者の方々も既にもう七十歳を超える状況にあります。御承知と思えますが、患者の皆さん方は今日、十日に一人は死亡する、こういう状況になっております。国抜きの和解の協議も福岡高等裁判所で相当進んでいる、こういうふうな理解をいたしております。

また、第百二十六回国会の中で、環境基本法の議論の中でこの水俣病問題については随分私どもとしても議論をしてきたつもりでありまして、当

時の林環境庁長官は、環境基本法と時を経ずしてこの問題について一定の解決を図りたいというそういう誠意のある御答弁をされておられて、したがって、私どもは今年度の国会の中におけるこの問題の解決はそれがスタートであるべきである、こういうふうに思っております。

また、細川政権が誕生いたしましたして、細川さんは熊本県知事時代からこの水俣病問題については随分周知のほどでございます、和解による解決しかないということも明言された方でございますから、したがって私どもとしては、今次臨時国会の中で一定のめどをつけるべく最大限の努力をしてみたい、こう思っております。

○衆議院議員(倉田栄吉君) 水俣病問題についてはともかく生きていこううちに救済をという、これが実現するためにはともかく早く解決される必要がある、そのように考えております。そして、この問題の解決は国の関与なしにはあり得ない。この問題が解決されるためには、国が関与をして解決をしなければならぬと考えています。また、国の関与なしで解決するということが不可能であるし、あり得ないことを考えるならば、解決のために一つ一つ乗り越えなければならぬ問題をとにかくクリアしていくことが必要である。そのために全力を尽くしたい、そう考えております。

○衆議院議員(渡瀬憲明君) 私は終戦後早い時期から、地元出身でもございますし、議員秘書としてこの問題に取り組んでまいりました。解決に非常な時間をかけておること、本当に心の痛む次第であります、当時はまだ公害という概念すら非常に希薄であった。環境庁ができたのが昭和四十五、六年だったと思いますが、したがって問題が出るたびに、その都度衆知を集めながら、知恵を絞りがらやってきました。

県債が一番の例であろうかと思いますが、中には県債はこういう問題にはなじまないんだという意見もありましたけれども、緊急避難的な知恵が出てきて今日に及んでおる。その知恵の絞り方の

一つであつたらうと思うわけですが、とにかく長くかかり過ぎておる。その気持ちはもうだれにも負けないぐらい強く持つておるつもりであります、何とかして早くこの解決を願う一人であります。

お話のとおり、近年、和解の話の機運が非常に高まってまいっております、成ろうことならばという気持ちでいっぱいですが、国は行政の根幹にかかわる問題だという大きな壁があります。しかしながら、先ほどから言いますように、知恵を絞れば何か方法があるんじゃないかという気がしてなりません。そのためには、一つは地元でもまだこの和解について完全に合意があるわけじゃありませんし、そういう問題の解決。あるいは本当に今度こそもうこれがおしまいであつて、これがまた紛争といいますが、がたがたの始まりになってはいかぬ、そういう気持ちでいっぱいでありたい。病像論とかあるいは地域の問題とか、そういうこともきちんとこの際片づけなきゃ、せつかく和解をやる意味もないという気がしてなりません。

いろいろ問題は含んでおりますけれども、気持ちは申し上げたとおりでありまして何とかして知恵を絞つて、この際完全に解決をという気持ちでいっぱいでありたい。

○有働正治君 それぞれ思いを込めて述べられました。私どもも野党ではありますが、一致する点で力を合わせることは力を合わせて早期解決という立場であります。そういう点で、提案者の皆さんが精力的に尽力されることを強く要望する次第であります。提案者の方、どうぞお引き取りいただき結構でございます。

そこで、政府の方に質問したいと思います。私は、去る十月十六日から十七日にかけて、新潟水俣病共闘会議主催による現地調査に参加いたしました。被害者の方々から生の声を聞かされた。その声を直接ぶつけていただきたく強い要望が出されました。家庭が破壊されてきたこと、経済的にどれほど苦労してきたか、また社会

的な差別も受けてきたこと、何よりも体がむしばまれてきたことについて涙ながらに訴えられました。年寄りが多い、生きていこううちに一日も早く解決していただきたい、死んでも死に切れない、この私どもの気持ちを国会の場でそのままぶつけていただきたい、そういう強い訴えでありました。その一つを私は御紹介させていただきますと思

います。それは、熊本県の被害者の方で柳道ハツエさんという方です。きのうも東京で私とお会いしました。その方もぜひ皆さんにお訴えいただきたいという要望を私に託されました。被害者の声を私は直接訴えさせていただきますと思うんです。この方はことし七十歳になられる方であり、す。熊本県の津奈木町に移り住まれた方であり、す。子供が三人おられました。昭和二十四年生まれの長女、この方について、「親の私が言うのもおかしいのですが、利発な子でした。家の手伝いもよくしてくれました。」と述べておられました。

長男の方は昭和二十六年に授かったんですが、三歳で亡くなりました。「三歳になつても言葉が出ませんでした。這えないし座れないし、ただ泣くだけでした。私がいつもおんぶしていました。食事も私が手づたえに与えないと自分から何も食べませんでした。」次男は昭和三十年生まれです。この方もぐあいが悪く、胎児性水俣病と認定された方、しかしことし二月に亡くなられました。そして、こうおっしゃっておられます。

夫は、漁師をしていましたが、次男が生まれた直後に三十二歳で病気で亡くなりました。こんなふうで、本来結婚、出産、子育てと充実しているはずの二十代は、障害のある子を抱え、その子を亡くし、夫を亡くし、大変なことになるりました。子どもは近所の叔母に預けたりふり構わず働きました。

長女は小学五年のときから網元の手伝いに行き、弟たちの面倒も見てくれました。学校の成績もよかったです。何となくして高校に行かせたかったのですが、私には出来ませんでした。長女は泣いて高校に行きたいとせがんだのです

が、愛知県に集団就職をさせました。本当は看護婦になりたかったのです。幸い結婚し、とても理解のある男性にめぐり会ったので、幸せに過ごしています。でも体の具合は悪いようです。電話があると頭痛や手足の引きつりで苦労している様子を伝えてきました。

こう述べておられます。そして、次男につきまして、中学を卒業すると左官の見習いに出ました。ところが手足がうまく働かないために長続きせず、自暴自棄となつた時期もあります。昭和五十五年に裁判が始まったとき、この子だけはと、思い、裁判に加わらせました。母親の実感としてこの子が胎児性の水俣病と思つていたので、この方はことし亡くなったわけであり、す。そして、こう訴えておられます。

今私の家には夫と次男を祭つた仏壇があります。次男が亡くなるまでは毎日お経を上げて手を合わせていました。でも、今は手を合わせるもののお経を上げる気持ちになりません。私が夫や子供たちに魚を食べさせたのがいけないからではないかというところがどうして心につつかかっているからです。

母親として何ともやるせない気持ちです。こんな気持ちを国や県のお役人やチャソの人たちはわかっているのでしょうか。私は今、なくすものをなくし、これ以上なくすものはありません。私自身の具合もよくありません。しかし、だからこそ精いっぱい頑張つていかなければと思ひます。

こう訴えておられます。この方は今短歌をたしなんでおられます。そして、花は好きだけれどもお花がわからないという方でもあります。二つ紹介されました。「すいせんの花のおいも知らずしてただ愛らしき花をめでつつ、そして自分の体につきまして、「手のしびれ足のひきまつり頭痛して真冬にセミの鳴く声

を聞く、こう歌っておられました。

きのうお会いして、こう話しておられました。実は自分の気持ちを広中環境庁長官に手紙として差し上げた、ところが長官からお手紙をいただいた、優しい心の長官だと大変感激しておられました。一日も早い解決のために、本場に国会の場で私の声を届けて、そして皆さん方頑張ってくださいと、そう手を私は握られました。

そういう点で、一日も早い解決というのは先ほど提案者の方々に申されました。長官として決意のほどをお聞かせいただければと思います。

○国務大臣(広中和歌子君) 私、昨日、全国公害被害者総行動デーで患者の方あるいはその患者の家族の方々にお目にかかりまして、そして公害によって苦しまれたその苦しみを痛ほど感じたところでございます。

一日も早くこうした問題が解決することを心から望んでいるわけでございますし、また環境庁といたしましても特に今水俣病に関しては重要課題の一つとして一生懸命取り組んでいるところでございます。

患者の救済にしましてはさまざまなことをしているわけでございますけれども、公害健康被害の補償等に関する法律、いわゆる公健法によりましてこれまで二千九百四十六人の患者の方々を認定しておりますし、またこうした医療を基礎とした公正な救済を推進しているところでございます。また、平成四年度から、水俣病とは認定されない方でもやはり病気で苦しんでいる方に対しては患者さんの自己負担分に関しましては公費で支給しておりますし、また医療手当を支給するなど、行政といたしましてはできる範囲で一生懸命努力しているところでございます。

いずれにいたしましても、一日も早くこうした問題が解決することを望んでいるところでございます。

○有働正治君 国としては、旧来の態度、対応だけでは対応できないということで、行政上の責任をそれとて痛感して一定の対応をされておられ

るといふことも今言われました。

国の責任とのかかわりで、行政の根幹にかかわる問題だからということでもよく言われます。その国の行政の根幹とのかかわりという点で言いますと、ことし三月、熊本地裁の判決で、被告国には食品衛生法、水質保全法、工場排水規制法等の規制権限を違法に行使しなかったことよって水俣病被害者を拡大させた責任があると明確に国の責任も述べているわけでありまして、国は発生源であるチソの垂れ流しに対して規制の策を適切にとらず、原因を隠すなりあるいは加害者を擁護する行為を繰り返して被害が広がってきたという歴史的過程があるわけでありまして、

そういう点で、水俣病で問われているというのは一方ではもちろんチソです。同時に国の責任ということもあるわけで、行政の根幹ということではないかというふうに考えるわけでありまして、

いかという点で、もつと一歩前に進むべきではないかというふうに考えるわけでありまして、

○政府委員(森仁美君) ただいまのお尋ねは、国の行政の根幹にかかわる問題というのとは一体どういうことなんでしょうかというお尋ねではなからうかと思っております。

それで、水俣病訴訟で大変争われております争点の一つというのは、国、県に水俣病の発生拡大の防止について賠償責任があるかどうか。これはただいま有働委員のおっしゃったとおりでございます。そして、この訴訟で国、県が防止の権限を行使しなかったことが違法である、だから損害賠償責任を有するのであるという主張に対し、国としてはそのような権限はなかったし、またやれることはやってきたという主張をしておるわけでございます。

このようなケースの場合に、国の賠償責任を認めるかどうか。訴訟でございますから、国の賠償責任を認めるかどうかということは、国の行政として考えた場合に法律に基づく行政を行うわけ

ありますから、国が国民の活動にどの段階であるいはどこまで介入すべきかという問題を含んでいるわけでございます。

さらに、国が責任を持つべき分野を過大に広く認めるならば過剰な規制を行わざるを得なくなるおそれすらあるということでありまして、私ども訴訟という形で考えましたときに、このケースで損害賠償責任がある、なしと判断されることは法に基づいて国の行政の根幹にかかわる問題、そういうところからでございます。

現に、ただいまお話がございました熊本地方裁判所では、このような場合には国に損害賠償責任がある、こういう御判断でございます。一方、東京地方裁判所ではこの場合には国に責任はないという御判断でございます。それから、新潟の水俣病訴訟に關します新潟地方裁判所の判断も同様に国に責任はない、こういう御判断がなされておりました。現に下級審ではございますが、裁判所におきましてもその判断にまだ分かれが出ていますと、こういう状況で大変問題が難しいということをお尋ねしているのではないかと感じております。

○有働正治君 問題が難しいということで先延ばしにするというのが放置できない事態にあるということとは、先ほど提案者のお答えにもあったとおりであります。患者の救済という点で病像論というのがよく言われますけれども、環境庁の被害者に対する判断基準に問題がやはりあると言えらる考えます。

一九八七年三月の熊本地裁水俣病第三次訴訟第一陣判決で、水俣病か否かの判断には、被告らが主張する十年前の七七年七月一日付環境庁企画調製局環境保健部長通知のような各種症候の組み合わせを必要とする見解は狭きに失するものとして

いるわけでありまして、

司法の一定の判断が出ていますわけでありまして、環境庁としてこの点を受けとめて対応すべきではないかというふうにご考慮のわけでありまして、

○政府委員(森仁美君) ちょっと医学的な問題にわたりますので、環境保健部長に答弁をいたさせたいと思っております。

○説明員(野村謙君) 水俣病の判断条件についてのお尋ねでございますが、御指摘になりましたように昭和五十二年に環境保健部長通知というものが出されておりますが、この通知に基づく水俣病の判断条件は、医学的に見て水俣病と診断し得るぎりぎりの線を定めたものでございまして、これにつきましては、昭和六十年に開催されました水俣病の判断条件に関する専門家会議におきましても、現行の判断条件は妥当であるとの意見も出されておりますし、また、平成三年の十一月の中公審の答申におきましても、この判断条件に変更が必要となるような新たな医学的な知見が示されていないという結論が得られているところでございます。

したがって、水俣病の判断条件につきましては、現在におきましても医学界の定説となつて

いる知見を基礎とした適切なものであるというように考えているところでございます。

○有働正治君 そうかたくな態度をとるべきではないということをお尋ねいたします。

現に、国は従来のかたくな対応だけでは対応できないと行政上の責任を痛感しているからこそ、例えば医療費や療養手当を負担した総合対策事業だとかチソに対する金融支援措置等々をとっているというふうにご考慮のわけでありまして、その点はそういう行政上の責任を痛感しているということでご対応しているということではないでしょうか。

○政府委員(森仁美君) 今水俣病総合対策はどういう観点からやっているのかというお尋ねと思っております。

ちょっと経緯を申し上げますと、和解で解決ができないかという議論が提起されました平成二年十月のころに、水俣病に関する関係閣僚会議で国の見解というのを取りまとめたわけでございます。その際、当時の北川環境庁長官から、国の見

解にあわせて健康不安者対策につき検討を進めていきたい、こういう御発言がございました。それを受けて直ちに中央公害対策審議会で議論をし、その結果中公審の答申では、汚染原因者による損害賠償を基礎とした救済を行うものではなくて、地域住民の健康上の問題の解消、軽減を図るものとして、四肢末端の感覚障害を有する者に対する対策を講じていった方が適当ではないか、こういう御答申がございました。

これを受けて、水俣病総合対策事業を、県の事業として環境保健上講ずべき行政上の施策ということをやってまいっているわけでございます。○有働正治君 チッソに対する県債への国の対応を見ましても、国の施策としてチッソを支援していることは明白でありまして、ことし八月の閣僚会議でチッソ支援を改めて決めたわけですから、従来に比べ国と県との関係については万全の措置を確認しているわけでありまして。

今行政上の措置というふうに言われたわけですが、これらも先ほどの総合対策事業も、北川元長官もかつて行政の責任を率直に認めて対応するということと新たな対応が始まったようなことにも見られますように、やはり行政上の責任をしかるべく痛感しているから対応しているということにはならないですか。

○政府委員(森仁美君) たいまお話ししたチッソの問題でございますが、チッソに対する金融支援措置というのは、御承知のとおり昭和五十三年からいろいろな形でやってまいっているわけでございます。

この趣旨としますところは、チッソに万一のことがあった場合に、いわゆる認定患者の方々への補償金が支払えなくなるだけではなく、地域の経済、社会に大きな混乱を引き起こしかねない、こういうような事態はぜひ回避をしなければならぬという行政的な判断に基づいて行われてまいっておりますのでございます。このことは、今争われております国の国家賠償責任あるいは損害賠償責任

任、こういうものとはかかわりがなく、行政上の判断として行ってまいっているものでございませぬ。

○有働正治君 行政上の判断としてやっていると、それはしるべく政府としても対応しなければならぬという、北川元長官もかつて言われたような行政の責任を率直に認めて対応されたことであるわけでありませぬ。

したがって、そこまでそれなりに一定の国の対応をやっておられることは明白なわけでありませぬから、事態は一刻も猶予できないという今日の状況にかんがみまして、その国の責任をより明確にして被害者の訴えている、生きていこうに救済を、一日も早い救済を、そして和解による解決を、というのは大きな世論であります。願いであります。そういう点で全面解決に向けて政府として新たに対応をすべきである。

原告を含めました被害者の全面救済に向けて具体的な手だてをとっていくべきだ、もう一歩進めるべきだということ、そのことを要求して私の質問を終わります。

○委員長(竹村泰子君) 他に御発言もないようです。これから、質疑は終局したものと認めませぬ。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○有働正治君 私は、日本共産党を代表して、水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案に対して反対の討論を行います。反対理由の第一は、本法が、患者が切実に願っている患者救済からほど遠いということとです。本法施行後現在までの約十四年の実績は、認定が三十三件に対し棄却百七件、未処分百七十三件という実態です。一方で、現在一つの高裁、六つの地裁に二千三百名を超える患者が訴訟を提起し、救済を求めて争っており、本法は水俣病の認定業務を促進するための法律でありながら認定業務の促進にはな

ていないし、患者救済は依然進んでいません。

第二は、これは、本法が水俣病認定申請者の長期大量滞留及びチッソの経営危機という事態を患者切り捨ての方向で打開するために、一九七八年、それまでの認定基準を大幅に改悪した事務次官通知とセットで出されてきているものと言えらるからにはかなりませぬ。現行の判断条件を改めることなく本法を改正、延長しても、患者救済どころかむしろ患者切り捨て促進につながるものとなることは明白です。

第三は、認定業務は自治体の事務という公害健康被害補償制度の大原則を崩したものであるということとあります。公害病の認定は最も住民に近い立場にある自治体が行うべきであり、国での認定審査は患者と審査業務を切り離し、その意味においても患者切り捨てにつながるものと言わざるを得ませぬ。

水俣病は、公式に発見されてから既に三十七年が経過し、被害者も高齢化しています。提訴以来既に二百二十人余りの原告患者が死亡しています。生きていこうに救済をというものが被害者の切実な願いであります。細川総理や広中環境庁長官も就任前は和解による早期解決に賛意を表してきました。熊本県が和解による解決の決断を下した当時の県知事は細川総理でした。連立与党の提案者も同じ立場を繰り返し表明しています。和解による解決の障害はないと言えます。要は政治決断にかかっていると云えます。

したがって、今この時期にこのような真の患者救済には実効性が乏しい臨時措置法を延長するよりも、細川連立内閣が今臨時国会中にも、国が和解に踏み切る政治的な決断と被害者の早期全面救済を図るための行動をとることを強く要請し、本法案に対する反対討論を終わります。

○委員長(竹村泰子君) 他に御意見もないようです。これから、討論は終局したものと認めませぬ。

「賛成者挙手」

○委員長(竹村泰子君) 多数と認めませぬ。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(竹村泰子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(竹村泰子君) 次に、環境基本法案及び環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の両案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。広中環境庁長官。

○国務大臣(広中和歌子君) たいまお話しした環境基本法案及び環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきまして、提案の理由及びその内容の概要を御説明申し上げます。

今日の環境問題は、地球環境という空間的広がり、将来の世代にわたる影響という時間的広がり、質の高い実のある国づくりを旨とする我が国にとって重要な政策課題であるばかりでなく、人類の生存基盤としての有限な環境を守り、次の世代へと引き継いでいくという人類共通の課題でもあります。

我が国では、かつて経済の高度成長期において環境汚染や自然破壊が大きな社会問題となり、これに対処するため、昭和四十二年の公害対策基本法の制定とこれに引き続く昭和四十五年の公害関係十四法の制定または改正、昭和四十七年の自然環境保全法の制定等により、鋭意対策の推進を図ってまいりましたが、これらに基づく対策の推進及び国民や企業の努力によって、激甚な公害の克服やすぐれた自然環境の保全については相当な

成果を上げてまいりました。

しかし、その後の経済的發展の中で、物質的にはより豊かになったものの、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動が定着するとともに、人口や社会経済活動の都市への集中が一層進んでおり、そのような中で、大都市における大気汚染や生活排水による水質汚濁等の都市・生活型公害等の改善は依然として進まず、また、廃棄物の量の増大等による環境への負荷は高まっており、さらに、身近な自然が減少を続けている一方、人と環境とのきずなを強める自然との触れ合いを大切にす国民の欲求が高まりを見せております。

また、地球温暖化やオゾン層の破壊、海洋汚染、野生生物の種の減少など、地球規模で対応すべき地球環境問題が生じ、人類の生存の基盤であるかけがえのない地球環境が損なわれるおそれが生じてきております。我が国は本年五月、気候変動枠組み条約及び生物多様性条約を締結したところでありましたが、今後とも地球サミットの成果も踏まえ、地球環境保全に積極的に取り組んでいく必要がおります。

環境は生態系の微妙な均衡によって成り立っている有限なものであり、人類はこのような環境をその生存の基盤として将来の世代をも含めて共有しており、また、環境から多くの恩恵を受けるとともに、環境にさまざまな影響を及ぼしながら活動しています。このため、広く国民、ひいては人類が環境の恵沢を享受するとともに、将来の世代に健全で恵み豊かな環境を継承することができるよう、適切にその保全を図らなければなりません。今やこの環境を保全していくためには、環境の保全上の支障が生じないように科学的知見を充実にして未然防止を図るとともに、国民一人一人が環境への負荷が人のさまざまな活動から生じていることを認識し、すべての者の公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に経済社会システムのあり方や生活様式の見直しを行い、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することが求められています。

また、地球環境保全が人類共通の課題であるとともに国民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であること及び我が国の経済社会が国際社会と密接な相互依存関係にあることにかんがみれば、我が国は、その経験、能力等を踏まえ、世界の国々と手を携えて地球環境保全に積極的に取り組んでいかなければなりません。環境基本法案は、こうした要請にこたえ、環境の保全の基本的理念とこれに基づく基本的施策の総合的な枠組みを国民的合意として新たに定立しようとするものであります。

環境基本法案はさきの第百二十六回国会に提案され、衆参両院における十分な審議を経てさまざまの御意見を調整の上、修正されて全会一致で可決されてきたものの、衆議院の解散により廃案となったものであります。同法案の重要性にかんがみ、さきの第百二十六回国会における御審議を尊重し、その過程で追加されました二条項を取り込み、本国会に再び提案することとした次第でございます。

次に、環境基本法案の内容の概要を御説明申し上げます。

第一に、環境の保全についての基本理念として、環境の恵沢の享受と継承等、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等及び国際的協調による地球環境保全の積極的推進という三つの理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の環境の保全に係る責務を明らかにし、また、環境の日の設けることとしております。

第二に、環境の保全に関する施策に関し、まず、施策の策定及び実施に係る指針を明示し、また、環境基本計画を定めて施策の大綱を国民の前に示すこととする。同時に、環境基準、公害防止計画、同等の施策における環境配慮、環境影響評価の推進、環境の保全上の支障を防止するための規制の措置、環境の保全上の支障を防止するための経済的助成または負担の措置、環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進、環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進、環境教育、民

間の自発的な活動の促進、科学技術の振興、地球環境保全等に関する国際協力、費用負担及び財政措置、国及び地方公共団体の協力など基本的な施策について規定しております。

第三に、国及び地方公共団体に環境審議会を設置すること等について規定しております。次に、環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、ただいま御説明申し上げました環境基本法の施行に伴い、公害対策基本法を廃止するほか、自然環境保全法等の十八法律について規定の整備を行うとともに、所要の経過措置を定めるものであります。

以上が、これら二法律案の提案理由及びその内容の概要であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。○委員長(竹村素子君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ります。本日はこれにて散会いたします。午前十一時三十分散会

十月二十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、環境基本法案  
一、環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

環境基本法案  
環境基本法

目次  
第一章 総則(第一条―第十三条)

第二章 環境の保全に関する基本的施策  
第一節 施策の策定等に係る指針(第十四条)

第二節 環境基本計画(第十五条)

第三節 環境基準(第十六条)

第四節 特定地域における公害の防止(第十

七条・第十八条)  
第五節 国が講ずる環境の保全のための施策等(第十九条―第三十一条)

第六節 地球環境保全等に関する国際協力等(第三十二条―第三十五条)

第七節 地方公共団体の施策(第三十六条)

第八節 費用負担及び財政措置等(第三十七条―第四十条)

第三章 環境審議会等  
第一節 環境審議会(第四十一条―第四十四条)

第二節 公害対策会議(第四十五条・第四十六条)

附則  
第一章 総則

(目的)  
第一条 この法律は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

(定義)  
第二条 この法律において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えらるる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この法律において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この法律において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水

質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。第十六条第一項を除き、以下同じ。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（環境の恵沢の享受と継承等）

第三条 環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであること及び生態系が微妙な均衡を保つことによつて成り立つており人間の存続の基盤である限りある環境が、人間の活動による環境への負荷によつて損なわれるおそれが生じてきていることにかんがみ、現在及び将来の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人間の存続の基盤である環境が将来にわたつて維持されるように適切に行われなければならない。

（環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等）

第四条 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによつて、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨とし、及び科学的知見の充実に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調による地球環境保全の積極的推進）

第五条 地球環境保全が人類共通の課題であるとともに国民の健康で文化的な生活を将来にわたつて確保する上での課題であること及び我が国の経済社会が国際的な密接な相互依存関係の中

で営まれていることにかんがみ、地球環境保全は、我が国の能力を生かして、及び国際社会において我が国の占める地位に応じて、国際的協調の下に積極的に推進されなければならない。

（国の責務）

第六条 国は、前三条に定める環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第七条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第八条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴つて生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たつて、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となつた場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前二項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たつて、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

（国民の責務）

第九条 国民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、国民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

（環境の日）

第十条 事業者及び国民の間に広く環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるため、環境の日を設ける。

2 環境の日は、六月五日とする。

3 国及び地方公共団体は、環境の日の趣旨にふさわしい事業を実施するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、環境の保全に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、環境の状況及び政府が環境の保全に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る環境の状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

（放射線物質による大気汚染等の防止）

第十三条 放射線物質による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染の防止のための措置については、原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）その他の関係法律で定めるところによる。

第二章 環境の保全に関する基本的施策

第一節 施策の策定等に係る指針

第十四条 この章に定める環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行われなければならない。

一 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

二 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。

三 人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。

第二節 環境基本計画

第十五条 政府は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、中央環境審議会の意見を聴いて、環境基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、環境基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第三節 環境基準

第十六条 政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

2 前項の基準が、二以上の類型を設け、かつ、それぞれの類型を当てはめる地域又は水域を指定すべきものとして定められる場合には、政府は、政令で定めるところにより、その地域又は水域の指定の権限を都道府県知事に委任することができる。

3 第一項の基準については、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。

4 政府は、この章に定める施策であつて公害の防止に係るもの（以下「公害の防止に関する施策」という。）を総合的かつ有効適切に講ずることにより、第一項の基準が確保されるように努めなければならない。

#### 第四節 特定地域における公害の防止（公害防止計画の作成）

第十七条 内閣総理大臣は、次のいずれかに該当する地域について、関係都道府県知事に対し、その地域において実施されるべき公害の防止に関する施策に係る基本方針を示して、その施策に係る計画（以下「公害防止計画」という。）の策定を指示するものとする。

一 現に公害が著しく、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難であると認められる地域

二 人口及び産業の急速な集中その他の事情により公害が著しくなるおそれがあり、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難になると認められる地域

2 前項の基本方針は、環境基本計画を基本として策定するものとする。

3 関係都道府県知事は、第一項の規定による指

示を受けたときは、同項の基本方針に基づき公害防止計画を作成し、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の規定による指示及び前項の承認をするに当たっては、あらかじめ、公害対策会議の議を経なければならない。

5 内閣総理大臣は、第一項の規定による指示をするに当たっては、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。

（公害防止計画の達成の推進）

第十八条 国及び地方公共団体は、公害防止計画の達成に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第五節 国が講ずる環境の保全のための施策等

第十九条 国は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について配慮しなければならない。

（環境影響評価の推進）

第二十条 国は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（環境の保全上の支障を防止するための規制）

第二十一条 国は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる規制の措置を講じなければならない。

一 大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染又は悪臭の原因となる物質の排出、騒音又は振動の発生、地盤の沈下の原因となる地下水の採取その他の行為に関し、事業者等の遵守すべき基準を定めること等により行う公害を防止するために必要な規制の措置

二 土地利用に関し公害を防止するために必要

な規制の措置及び公害が著しく、又は著しくなるおそれがある地域における公害の原因となる施設の設定に関し公害を防止するために必要な規制の措置

三 自然環境を保全することが特に必要な区域における土地の形状の変更、工作物の新設、木竹の伐採その他の自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、その支障を防止するために必要な規制の措置

四 採捕、損傷その他の行為であつて、保護することが必要な野生生物、地形若しくは地質又は温泉源その他の自然物の適正な保護に支障を及ぼすおそれがあるものに関し、その支障を防止するために必要な規制の措置

五 公害及び自然環境の保全上の支障が共に生ずるか又は生ずるおそれがある場合にこれらと共に防止するために必要な規制の措置

2 前項に定めるもののほか、国は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、同項第一号又は第二号に掲げる措置に準じて必要な規制の措置を講ずるよう努めなければならない。

（環境の保全上の支障を防止するための経済的措置）

第二十二条 国は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動（以下この条において「負荷活動」という。）を行う者において、その負荷活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることを助長することにより環境の保全上の支障を防止するため、その負荷活動を行う者にその者の経済的な状況等を勘案しつつ必要かつ適正な経済的な助成を行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国は、負荷活動を行う者に対し適正かつ公平な経済的な負担を課すことによりその者が自らその負荷活動に係る環境への負荷の低減に努めることとなるように誘導することを目的とする

施策が、環境の保全上の支障を防止するための

有効性を期待され、国際的にも推奨されていることにかんがみ、その施策に関し、これに係る措置を講じた場合における環境の保全上の支障の防止に係る効果、我が国の経済に与える影響等を適切に調査し及び研究するとともに、その措置を講ずる必要がある場合には、その措置に係る施策を活用して環境の保全上の支障を防止することについて国民の理解と協力を得るよう努めるものとする。この場合において、その措置が地球環境保全のための施策に係るものであるときは、その効果が適切に確保されるよう努めるものとする。

（環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進）

第二十三条 国は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び汚泥のしゅんせつ、絶滅のおそれのある野生動物植物の保護増殖その他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設（移動施設を含む。）その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 国は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

4 国は、前二項に定める公共的施設の適切な利用を促進するための措置その他のこれらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるために必要な措置を講ずるものとする。

（環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進）

第二十四条 国は、事業者に対し、物の製造、加

工又は販売その他の事業活動に際して、あらかじめ、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷について事業者が自ら評価することにより、その物に係る環境への負荷の低減について適正に配慮することができるよう技術的支援等を行うため、必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。  
(環境の保全に関する教育、学習等)

第二十五条 国は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全に関する広報活動の充実により事業者及び国民が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。  
(民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)

第二十六条 国は、事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。  
(情報の提供)

第二十七条 国は、第二十五条の環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。  
(調査の実施)

第二十八条 国は、環境の状況の把握、環境の変化の予測又は環境の変化による影響の予測に関する調査その他の環境を保全するための施策の策定に必要な調査を実施するものとする。  
(監視等の体制の整備)

第二十九条 国は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、観測、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。  
(科学技術の振興)

第三十条 国は、環境の変化の機構の解明、環境への負荷の低減並びに環境が経済から受ける影響及び経済に与える悪影響を総合的に評価するための方法の開発に関する科学技術その他の環境の保全に関する科学技術の振興を図るものとする。

2 国は、環境の保全に関する科学技術の振興を図るため、試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及、研究者の養成その他の必要な措置を講ずるものとする。  
(公害に係る紛争の処理及び被害の救済)

第三十一条 国は、公害に係る紛争に関するあつせん、調停その他の措置を効果的に実施し、その他公害に係る紛争の円滑な処理を図るため、必要な措置を講じなければならない。  
2 国は、公害に係る被害の救済のための措置の円滑な実施を図るため、必要な措置を講じなければならない。

第六節 地球環境保全等に関する国際協力等  
第三十二条 国は、地球環境保全に関する国際的な連携を確保することその他の地球環境保全に関する国際協力を推進するために必要な措置を講ずるよう努めるほか、開発途上にある海外の地域の環境の保全及び国際的に高い価値があると認められている環境の保全であつて人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するもの(以下この条において「開発途上地域の環境の保全等」という。)

に資するための支援を行うことその他の開発途上地域の環境の保全等に関する国際協力を推進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国は、地球環境保全及び開発途上地域の環境の保全等(以下「地球環境保全等」という。)に関する国際協力について専門的な知見を有する者の育成、本邦以外の地域の環境の状況その他の地球環境保全等に関する情報の収集、整理及び分析その他の地球環境保全等に関する国際協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。  
(監視、観測等に係る国際的な連携の確保等)

第三十三条 国は、地球環境保全等に関する環境の状況の監視、観測及び測定の効果的な推進を図るための国際的な連携を確保するように努めるとともに、地球環境保全等に関する調査及び試験研究の推進を図るための国際協力を推進するよう努めるものとする。  
(地方公共団体又は民間団体等による活動を促進するための措置)

第三十四条 国は、地球環境保全等に関する国際協力を推進する上で地方公共団体が果たす役割の重要性にかんがみ、地方公共団体による地球環境保全等に関する国際協力のための活動の促進を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国は、地球環境保全等に関する国際協力を推進する上で民間団体等によって本邦以外の地域において地球環境保全等に関する国際協力のための自発的な活動が行われることの重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。  
(国際協力の実施等に当たつての配慮)

第三十五条 国は、国際協力の実施に当たつては、その国際協力の実施に関する地域に係る地球環境保全等について配慮するように努めなければならない。

2 国は、本邦以外の地域において行われる事業活動に関し、その事業活動に係る事業者がその事業活動が行われる地域に係る地球環境保全等について適正に配慮することができるようにする。

第七節 地方公共団体の施策  
第三十六条 地方公共団体は、第五節に定める国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を、これらの総合かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。この場合において、都道府県は、主として、広域にわたる施策の実施及び市町村が行う施策の総合調整を行うものとする。  
第八節 費用負担及び財政措置等  
(原因者負担)

第三十七条 国及び地方公共団体は、公害又は自然環境の保全上の支障(以下この条において「公害等に係る支障」という。)を防止するために国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる者(以下この条において「公的事業主体」という。)により実施されることが公害等に係る支障の迅速な防止の必要性、事業の規模その他の事情を勘案して必要かつ適切であると認められる事業が公的事業主体により実施される場合において、その事業の必要を生じさせた者の活動により生ずる公害等に係る支障の程度及びその活動がその公害等に係る支障の原因となると認められる程度を勘案してその事業の必要を生じさせた者がその事業の実施に要する費用を負担させることが適当であると認められるものについて、その事業の必要を生じさせた者にその事業の必要を生じさせた限度においてその事業の実施に要する費用の全部又は一部を適正かつ公平に負担させるために必要な措置を講ずるものとする。  
(受益者負担)

第三十八条 国及び地方公共団体は、自然環境を保全することが特に必要な区域における自然環境の保全のための事業の実施により著しく利益を受ける者がある場合において、その者にその



受益の限度においてその事業の実施に要する費用の全部又は一部を適正かつ公平に負担させるために必要な措置を講ずるものとする。

(地方公共団体に対する財政措置等)

第三十九条 国は、地方公共団体が環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するための費用について、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるように努めるものとする。

(国及び地方公共団体の協力)

第四十条 国及び地方公共団体は、環境の保全に関する施策を講ずるにつき、相協力するものとする。

### 第三章 環境審議会等

#### 第一節 環境審議会

(中央環境審議会)

第四十一条 環境庁に、中央環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 環境基本計画に関し、第十五条第三項に規定する事項を処理すること。

二 内閣総理大臣の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項を調査審議すること。

三 環境庁長官又は関係大臣の諮問に応じ、環境の保全に関する重要事項を調査審議すること。

四 前三号に掲げるもののほか、他の法令の規定によりその権限に属させられた事務

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、内閣総理大臣、環境庁長官又は関係大臣に意見を述べることができる。

(中央環境審議会の組織等)

第四十二条 審議会は、委員八十人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができる。

3 委員及び特別委員は、環境の保全に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

4 委員及び特別委員は、非常勤とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県環境審議会)

第四十三条 都道府県は、その都道府県の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、都道府県環境審議会を置く。

2 都道府県環境審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、その都道府県の条例で定める。

(市町村環境審議会)

第四十四条 市町村は、その市町村の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、その市町村の条例で定めるところにより、市町村環境審議会を置くことができる。

#### 第二節 公害対策会議

(設置及び所掌事務)

第四十五条 総理府に、特別の機関として、公害対策会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 公害防止計画に関し、第十七条第四項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、公害の防止に関する施策であつて基本的かつ総合的なものの企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。

三 前二号に掲げるもののほか、他の法令の規定によりその権限に属させられた事務

(組織等)

第四十六条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 会議の庶務は、環境庁において処理する。

8 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 附則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四十三条及び第四十四条の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(公害対策基本法の廃止)

第一条 公害対策基本法(昭和四十二年法律第百三十二号)は、廃止する。

(環境基準に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に前条の規定による廃止前の公害対策基本法(以下「旧対策法」という。)第九条第一項の規定により定められている基準は、環境基本法(平成五年法律第...号)第十六条第一項の規定により定められた基準とみなす。

(公害防止計画に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前に旧対策法第十九条第一項の規定により示された基本方針及び同項の規定により示された指示は、環境基本法第十七条第一項の規定により示された基本方針及び同項の規定により示された指示とみなす。

2 この法律の施行前に旧対策法第十九条第二項の規定により内閣総理大臣の承認を受けた公害防止計画は、環境基本法第十七条第三項の規定により内閣総理大臣の承認を受けた公害防止計画とみなす。

3 環境基本法第十七条第一項に規定する基本方針であつて同法の施行後初めて同法第十五条第三項の規定による閣議の決定がされる日前に策定されるものについては、同法第十七条第二項の規定は、適用しない。

(都道府県公害対策審議会及び市町村公害対策審議会に関する経過措置)

第四条 旧対策法第二十九条及び第三十条の規定は、環境基本法附則ただし書に規定する規定が施行されるまでの間は、なおその効力を有する。

(自然環境保全法の一部改正)

第五条 自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「自然環境の保全の基本理念その他自然環境の保全に関し基本となる事項を定めるとともに」を削り、「自然環境の適正な保全を総合的に推進し」を「自然環境を保全すること」が特に必要な区域等の自然環境の適正な保全を総合的に推進することにより、広く国民が自然環境の恵沢を享受するとともに、将来の国民にこれを継承できるようにし」に改める。

第二条を次のように改める。

(国等の責務)

第二条 国、地方公共団体、事業者及び国民は、環境基本法(平成五年法律第...号)第三条から第五条までに定める環境の保全についての基本理念にのっとり、自然環境の適正な保全を図られるように、それぞれの立場において努めなければならない。

第四条を削り、第五条中「行なう」を「行う」に改め、同条を第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

(地域開発施策等における配慮)

第五条 国は、地域の開発及び整備その他の自然環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及びその実施に当たつては、自然環境の適正な保全について配慮しなければならない。

第六条から第十一条までを次のように改める。

第六条から第十一条まで 削除

第十三条第四項中「四十五人」を「四十人」に改める。

(地方自治法の一部改正)

第六条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七

号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二号の三中「公害対策基本法(昭和四十二年法律第百三十二号)」を「環境基本法(平成五年法律第 号)」に改める。

別表第三第一号九の三中「公害対策基本法」を「環境基本法」に、「あてはめる」を「当てはめる」に改める。

別表第七第一号の表中「都道府県公害対策審議会」を「都道府県環境審議会」に、「公害対策基本法第二十九条第一項の規定による公害対策」を「環境基本法第四十三条第一項の規定による環境の保全」に改める。

(自然公園法の一部改正)  
第七号 自然公園法(昭和三十三年法律第百六十一号)の一部を次のように改正する。

第二条の二中「自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第二条に規定する自然環境の保全の」を「環境基本法(平成五年法律第 号)第三条から第五条までに定める環境の保全についての」に改める。

第三条中「当つては」を「当たつては」に改め、「自然環境保全法」の下に「(昭和四十七年法律第八十五号)」を加える。

(下水道法の一部改正)  
第八号 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項中「公害対策基本法(昭和四十二年法律第百三十二号)第九条第一項」を「環境基本法(平成五年法律第 号)第十九条第一項」に、「保全するうえで」を「保全する上で」に改める。

(環境事業団法の一部改正)  
第九号 環境事業団法(昭和四十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第一条の二中「公害対策基本法(昭和四十二年法律第百三十二号)第二条第一項」を「環境基本法(平成五年法律第 号)第二条第三項」に改める。

(大気汚染防止法の一部改正)

第十号 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第五条の二第二項中「公害対策基本法(昭和四十二年法律第百三十二号)第九条第一項」を「環境基本法(平成五年法律第 号)第十九条第一項」に改める。

第五条の三第二項中「都道府県公害対策審議会」を「都道府県環境審議会」に改める。

(公害紛争処理法の一部改正)  
第十一号 公害紛争処理法(昭和四十五年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「公害対策基本法(昭和四十二年法律第百三十二号)第二条第一項」を「環境基本法(平成五年法律第 号)第二条第三項」に改める。

第二十四条第一項第一号中「公害対策基本法第二条第二項」を「環境基本法第二条第三項」に改める。

第五十条中「公害対策基本法第二十一条第一項」を「環境基本法第三十一条第一項」に改める。

(公害防止事業費事業者負担法の一部改正)  
第十二号 公害防止事業費事業者負担法(昭和四十五年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一条 第二条」を「第一条 第二条の二」に改める。

第一条中「公害対策基本法(昭和四十二年法律第百三十二号)第二十二条第二項の規定に基づき」を「公害防止事業に要する費用の事業者負担に關し」に改め、「公害防止事業に要する費用の事業者負担に關し」を削る。

第二条第一項中「公害対策基本法第二条第一項」を「環境基本法(平成五年法律第 号)第二条第三項」に改め、同条第二項中「公害対策基本法第二十二条第一項の規定により」を削り、第一章中同条の次に次の一条を加える。

(事業者の負担)  
第二条の二 事業者は、その事業活動による公害を防止するために実施される公害防止事業について、その費用の全部又は一部を負担するものとする。

第二十条第二号中「都道府県公害対策審議会」を「都道府県環境審議会」に改め、同条第三号中「市町村公害対策審議会」を「市町村環境審議会」に改める。

(公害防止事業費事業者負担法の一部改正に伴う経過措置)  
第十三号 この法律の施行の際現に実施されている前条の規定による改正前の公害防止事業費事業者負担法(以下この条において「旧負担法」という)第二条第二項に規定する公害防止事業は、前条の規定による改正後の公害防止事業費事業者負担法第二条第二項に規定する公害防止事業とみなす。

2 旧負担法第二条第二項に規定する公害防止事業であつてこの法律の施行前に旧負担法第六条第一項の費用負担計画が定められているもの並びにその公害防止事業に係る費用負担計画及び旧負担法第九条第一項の規定、同条第二項若しくは第三項(これらの規定を旧負担法第十条第二項において準用する場合を含む)の規定又は旧負担法第十条第一項の規定による通知は、それぞれ、前条の規定による改正後の公害防止事業費事業者負担法第二条第二項に規定する公害防止事業並びにその公害防止事業に係る費用負担計画及び同法第九条第一項の規定、同条第二項若しくは第三項(これらの規定を同法第十条第二項において準用する場合を含む)の規定又は同法第十条第一項の規定による通知とみなす。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正)  
第十四号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)の一部を次のように改正する。

第十一条第三項中「公害対策基本法(昭和四十二年法律第百三十二号)第二十九条の規定による」を削る。

よる都道府県公害対策審議会」を「環境基本法(平成五年法律第 号)第四十三条の規定により置かれる都道府県環境審議会」に改める。

(水質汚濁防止法の一部改正)  
第十五号 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第四条の二第一項中「公害対策基本法(昭和四十二年法律第百三十二号)第九条第一項」を「環境基本法(平成五年法律第 号)第十九条第一項」に改める。

第二十一条の見出し及び同条第一項中「都道府県公害対策審議会」を「都道府県環境審議会」に改め、同条第二項中「公害対策基本法(平成五年法律第 号)第十九条第二項」を「環境基本法(平成五年法律第 号)第十九条第二項」に改める。

(農用地の土壌の汚染防止等に関する法律の一部改正)  
第十六号 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和四十五年法律第百三十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「中央公害対策審議会」を「中央環境審議会」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第三項中「都道府県公害対策審議会」を「都道府県環境審議会」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第五条第五項中「都道府県公害対策審議会」を「都道府県環境審議会」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

(公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)  
第十七号 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「公害対策基本法(昭和四十二年法律第百三十二号)第二条第一項」を「環境基本法(平成五年法律第 号)第二条第三項」に改め、同条第二項中「公害対策基本法(昭和四十二年法律第百三十二号)第二十九条の規定による」を削る。

項」に改める。

(労働安全衛生法の一部改正)

第十八条 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項中「公害対策基本法(昭和四十二年法律第三十二号)第二条第一項」を「環境基本法(平成五年法律第 号)第二条第三項」に改める。

(公害健康被害の補償等に関する法律の一部改正)

第十九条 公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「中央公害対策審議会」を「中央環境審議会」に、「さかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第二十二条中「中央公害対策審議会」を「中央環境審議会」に、「きいて」を「聴いて」に改める。

第二十五条第二項中「中央公害対策審議会」を「中央環境審議会」に、「さかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第二十六条第二項及び第三十一条第二項中「中央公害対策審議会」を「中央環境審議会」に、「きいて」を「聴いて」に改める。

第三十九条第二項及び第六十三条第二項中「中央公害対策審議会」を「中央環境審議会」に、「さかなければ」を「聴かなければ」に改める。

(湖沼水質保全特別措置法の一部改正)

第二十条 湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「公害対策基本法(昭和四十二年法律第三十二号)第九条第一項」を「環境基本法(平成五年法律第 号)第十六条第一項」に改める。

(自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部改正)

第二十一条 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成四年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「公害対策基本法(昭和四十二年法律第三十二号)第九条第一項」を「環境基本法(平成五年法律第 号)第十六条第一項」に改める。

(総理府設置法の一部改正)

第二十二条 総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「公害対策基本法(昭和四十二年法律第三十二号)」を「環境基本法(平成五年法律第 号)」に改める。

(環境庁設置法の一部改正)

第二十三条 環境庁設置法(昭和四十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第五号中「公害対策基本法(昭和四十二年法律第三十二号)」を「環境基本法(平成五年法律第 号)」に改め、同条第六号中「公害対策基本法第九条第一項」を「環境基本法第十六条第一項」に、「行なう」を「行う」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第六条中地方自治法別表第七一号の表の改正規定、第十条中大気汚染防止法第五条の三第二項の改正規定、第十二条中公害防止事業費事業者負担法第二十条の改正規定、第十四条の規定、第十五条中水質汚濁防止法第二十一条の改正規定並びに第十六条中農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第三条第三項及び第五条第五項の改正規定は、環境基本法附則ただし書に規定する日から施行する。

平成五年十一月八日印刷

平成五年十一月九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局